

アリストテレスと初期民主政

芝川 治

序

ギリシアにおける民主政であるが、通常、それは身分制的支配秩序を打破する事によって成立したとされる。前古典期においては貴族身分が強力に支配していたのであるが、時を経てそれは頹勢に向い、逆に平民が興起して、遂に自らの支配を樹立するに至ったというのである。これは学説史において殆ど例外なしに主張されてきたところである。

これに関し、ギリシア人自身は如何であろうか。果して、如上の学説に根拠を提供するものであろうか。本稿はそのうちアリストテレスを取上げる。取上ぐべき対象は初期民主政である。

言うまでもなき事ながら、アリストテレスは古典作家中、最も体系的に政治的思索を行っている。これは政治理論としてもさりながら、ギリシアの政治体制や各ポリスの実態についても示教するところ極めて大きい。従って、これは歴史家にとっても貴重な史料であり、アリストテレスに通曉せぬ限りギリシア民主政の成立史をも満足に構成する事は出来ぬとして過言ではない。ところが、従来、これは誤解に晒されてきた。近代の歴史家は「身分制より平民支配へ」なる先入見を以ってアリストテレスをも解さんとしてきたのである。これに対し、

本稿は既成の観念を排して、能う限り彼の思念を忠実に追求せんとするものである。そのためにはテキストそのものに立返り、それを綿密に検討しなければならない。

本論文一——三章では民主政の出現に関するアリストテレスの理論を精査し、また古期における民主政の実例を考察する。これに加えて、四章ではそれらの背後にある思考を探る。これだけの手続を経る事によって初めて彼の初期民主政像は鮮明となるであろう。その結果、学説史に何が齎される事となるであろうか。

一

本章では国制継起に関するアリストテレスの理論を扱い、そこにおける民主政の位置を確認する。『政治学』では二箇所において、国制の変遷が一種図式的に提示される。それは『政治学』三卷十五章 1286b8-22 及び四卷十三章 1297b16-28 である。

このうち前者においては、当初、ギリシアでは王政が布かれていたとし、以下の如く続ける。「しかし多数の者が徳に関して同様の者たるに至った時、最早、王を耐え忍んでいないで、何か共通のものを求め、そして国制を制定しようとした。しかし段々悪い者になっていって公共の財産から金儲けを図ったので、そういうところから寡頭政が生じてきた、これも理の当然である。というのは富を彼らは尊重すべきものとしたからである。更に寡頭政から先ず僭主政へ、次いで僭主政から民主政へ変った。というのは賤しい貧欲のために支配を段々少数の者へと常に移していきながら、他方において大衆を段々強くしていった、その結果大衆は反抗して、民主政が生ずるに至ったからである。しかしまた、国が一層大きくなる事になったので、おそらく民主政より他の国制は最早生ずる事が容易でないであろう。」⁽¹⁾

他方、四卷十三章なるが、アリストテレス、そこでは国民権に与るべき人につき論じ、そはただ重甲武装を有する者にのみ賦与さるべきとする。その関連でマリス人なる実例に言及し、1297a16 以下、武装と国民権との関係につき歴史的回顧に転ずる。「ギリシア人の間では、王政後の最初の国制では、国民権は戦争をする人々に授けられたが、初めのうちは騎兵に限られていた、……しかし国が大きくなって、重甲武装を有する人々が一層強力になってきた時に、一層多くの人々に国民権は授けられるに至った。それ故、今日我々が「国制」と呼んで

いるものを、以前の人々は民主政と呼んでいた。しかし昔の国制が寡頭政的であり、王政的であったのは理の当然である、というのは人口が少数なために、そこでは中間的部分は多数ではなかった、その結果、人数は少い上に、戦列において占める意義も低かったので、彼らは支配される事に甘んじていたのである。」

これらは共に民主政の出現を後期に置くかに観ぜられる。然るに、事態はしかく簡単ではない。これらは少からず難点を含むものである。先ず三卷十五章であるが、そこで当初に布かれたのは王政である。それに続いて生ずる政体であるが、それは何か。貴族政か、それともアリストテレス六政体の一たる「国制」なのか。「多数の者、徳に関して同様たる pollous homoious pros areten に至りし時」の「多数」に着目するならば、それは「国制」となる。「国制」は多数者の支配なるが故である。その際、1286b13の politeia も「国制」を示す術語となる。ただ、「国制」は徳に基づく支配には相違ないが、それは徳目の凡てに関してではなく、その一部分たる軍事的徳に即してのみの事である。問題の一節では単に「徳に関して pros areten」とあるから、この点でそれは貴族政を指示すると解するのが適切ではないか。ただし、上記一節中、「多数 pollous」は難点ではある。アリストテレスにあつて、貴族政とは「有徳者少数による支配」であるから。また、「支配を段々少数の者へと常に移していきながら」は王政に続く国制より寡頭政を経て僭主政に至る過程を示すものであるが、これよりしても問題の国制は寡頭政より主権者数、多き事となる。

『政治学』三卷十五章はプラトン理論を意識しつつ王政の是非を論じたものである。そこにおいて、一名の良き人による王政と、より多くの良き者の支配たる貴族政が比較考量される。そして、アリストテレスは後者に左袒する。「国々にとって貴族政は王政より望ましきものであるだろう。」⁽⁴⁾ただ、彼は留保を付す。「もつとも、これは〔徳に関して〕同様な人々を多く見出す事が出来るとしての事である。」かく、論、有徳者の数及びその現実における存在に及んで、そこから王政の発生に転ずるのである。以前は人口少く徳に関し卓越する人は稀であった。そのために王政が行われていたのであるが、その後、徳高き者、多く出現するに至ったというのである。かく、アリストテレスが思考の道筋を追うていくに、「有徳者多数の政体」とは貴族政となさざるを得ない。⁽⁵⁾ここでもアリストテレスの脳裡を占めたのは王政と貴族政の比較だったのである。「多数」なる表現はそこから出来るのである。

『政治学』1286b8-22 は同書三卷十五章の議論よりすると逸脱である。上記の関連より王政、貴族政の出現に触れ、それに次いで更なる変

遷説き及ばれたるに過ぎぬ。1286b22より再び王政の問題に話は戻る。従って、ここで提示された諸国制遷移の理論はそれ自体として考究された結果か否か疑問が残る。アリストテレスとしても熟慮に及んではかくなる理論を固持したであろうか。⁽⁶⁾1286b8-22には三卷十五章全体の論調に規定された側面少しとはしないのである。

1286b8-22において各国制の判定基準は徳目に置かれる。⁽⁷⁾ここでの貴族政は富、自由なる要素の混合した形態ではなく、徳のみより成る真正貴族政⁽⁸⁾と考えられる。これが現実に生起するのは困難である。また、この貴族政並びに寡頭政は墮落するのであるが、その原因は統治者の悪徳に帰せられる。これらよりしても、1286b8-22は倫理的要素が勝るものである。⁽⁹⁾この点、『ニコマコス倫理学』、プラトン『国家』を想起せしめるものがある。

プラトン『国家』八巻にては、周知の如く、諸国制の変移が説かれる。そこでは理想国よりスパルタ風国制を経て、寡頭政、民主政、最も邪悪なる僭主政へと達するのであるが、これはもとより国制頹落の理論であり、歴史的現実を追わんとするものではない。『ニコマコス倫理学』⁽¹⁰⁾では王政は僭主政に移る。貴族政からは寡頭政に、「国制」(財産査定政)よりは民主政に向うとされる。ここに描出されたるも国制の廢頹であつて、良き国制より悪しきそれへの移行は統治者の悪徳によるとされる。

これに対し、『政治学』1286b8-22は『国家』とは国制継起の順を異にする。『ニコマコス倫理学』は諸国制全般に亘る推移を論じたものではない。そこで扱われるのは一人支配、少数者支配、多数者支配なる各ジャンルにおける変化のみである。そのそれぞれと『政治学』三卷十五章における各国制の変化とは大いに異なる。⁽¹¹⁾『政治学』では「国制」も欠く。また、『政治学』三卷十五章では貴族政より寡頭政、更に僭主政への移行は墮落であるが、それはそこで終結を見るものではない。その後には民主政が興起するとされるのである。その点でそこに描かれたるは一直線的進行でなく、それは国制頹落の理論と称するは得ない。『国家』や『ニコマコス倫理学』とは相貌を異にする所以である。

『政治学』1286b8-22には倫理的要素と並んで人口論なる契機も現れる。少人口なる古き時期においては王政が行われていた。それに対し、人口増大せし昨今では、最早、民主政以外の国制容易には出来せず、というのである。かく、人口と国制の変遷を関連せしめるは、アリストテレスの場合、常に見られる⁽¹²⁾ところで、四卷十三章1297b16-28とも共通する。

次に『政治学』四卷十三章 1297b16 以下であるが、ここでは最初の国制は騎兵より成ったとされる。馬匹飼養は大なる財産を所有する者のみ能くするところである。従って、最初の国制とは強力なる寡頭政である。⁽¹³⁾ 続いて生ずる重装歩兵を中心とする政体は「国制」である。この点は、今日言うところの「国制」は、従前、民主政と呼ばれたところからも明瞭である。これは、以前よりすると「国制」は主権者数多しとしたが今日の基準では然らずという事である。これは、アリストテレス当時は民主政が進展していた事を意味する。1297b16-28では人口増加が趨勢的に押えられているが、それと更なる戦術の変化⁽¹⁴⁾とが相俟って民主政ポリスが増加したとされるのであろう。

かくして、四卷十三章では王政、寡頭政、「国制」、民主政なる国制継起の順序が得られる。貴族政、僭主政はそこには出現しない。三卷十五章の図式とは相異なる所以である。1297b16-28において国制変化の動因となるのは人口増加と戦術の発展である。前者は 1286b8 以下と共通であるが後者はそうでない。戦術云々は 1286b8-22 では顧慮の外であった。反面、そこでは倫理的要素が強調されていたが、これは 1297b16-28 の文面には現れない。それらの点で、四卷十三章の方が現実的と称するは得よう。

然るに、ここで継起する諸国制はその名を明確に記されるものではない。民主政がそうであつたし、「国制」、寡頭政もそれに準ずる。寡頭政についてはようやく 1297b25-26 において、「昔の国制 hai archaiai politeiai」⁽¹⁵⁾ 寡頭政的若しくは王政的なりしは理の当然なり。」と記されるのみ。「国制」も民主政との境界等、概念的に明確を欠く憾みが残る。⁽¹⁶⁾

『政治学』1297b16-28 における年代であるが、これは如何に考えられているのであろうか。少し前に叙したように、王政に続いて昔は寡頭政が布かれていたという。アリストテレスは、屢々、往昔と現今とを対比する。それは枚挙に遑なき程であるが、「昔」と「今」の境界線何処に引かるべきか、必ずしも判然とはしない。⁽¹⁸⁾ 従って、重装歩兵戦術発達やそれに伴うとされる各国制興廢の時期は曖昧である。⁽¹⁹⁾ 寡頭政の衰頹や「国制」の出現、その民主政への移行は奈辺に設定されるのであろうか。また、戦術の変化や国制の交替に関してはポリスによっても偏差が生ずるのであろう。⁽²⁰⁾

『政治学』1297b16-28 は国制の推移を本来の主題とするものではないのである。四卷十三章にてはただ重装歩兵にのみ国民権が賦与さるべきと論じられていた。1297b16 以下はその話の関連から一時的に歴史的回顧に転じたものに過ぎない。従って、そこで前景に現れるのは重装歩兵制など戦術の変化と国民権との関係なのである。種々の国制やその変化について精細なる記述なされたとはなし難き点も、かかる論

述の視角⁽²¹⁾よりすればむしろ当然と言えようか。僭主政はその支持層として特定の兵種を措定されるものではない。貴族政も同断である。その故にこの二つの国制⁽²²⁾はここでは扱われないのである。

本章の最後として、『政治学』五卷十二章に一言しておく。ここでアリストテレスはプラトン『国家』における政体変遷論の批判をなすのであるが、その関連において、諸国制が殆ど凡ゆる方向に変化するかの如き叙述をなす。国制変化に関する通則が悉く否定し去られるかの感も生ずるのであるが、これにもまた問題は残る⁽²³⁾。

以上を以って案ずるに、アリストテレス理論における民主政出現の時期につき如何なる断案を下すべきか。これは問題ありと雖も、三卷十五章と四卷十三章のテクストの上では、ともかくも、それは後期に置かれる。初期には寡頭政などの少数者支配が優越したとされるのであった。その点では、両者、一致を見るところであろう。他方、五卷十二章であるが、そこでは古期における民主政の実例は記されていないとしてよい。してみると、アリストテレスとして、大勢的には民主政を後期における変化と看做した事になるのではないか。

註

- (1) 『政治学』の訳文は原則的に山本光雄氏のもの(岩波版アリストテレス全集)による。
- (2) *Pol.* 1279a39-b3.
- (3) 今日の歴史家は貴族政を「特権身分の支配」なる意で使用すが、その種の用法はアリストテレスには無縁である。身分的支配なるものは本文に記した二つの図式にも全く現れない。
- (4) *Pol.* 1286b5-6.
- (5) その際、1286b13の *politeia* は王政との対比を意識して使用されている事になる。
 なお、本章註(3)を承けて一言しておくが、岩田拓郎(「アテナイとスパルタの国制」、岩波講座世界歴史1、昭和四四年、五二五ページ)氏は『政治学』1286b8-22に出る貴族政を特権身分の支配と解している。テクスト誤解の典型例である。その他、この論文にはアリストテレスの誤読、歪曲が数多く見出される。aristiden(同論文五一六—五一九ページ)もその一例である。(この点は拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」、『西洋史学』一六八号、平成五年)三九—四一ページ参照。)これでは歴史研究というよりは創作に接近してしまうではないか。岩田氏としては史料に即した研究を進めなければならない。なお、本篇四章註(14)参照。
- (6) 各国制の変化につき、『政治学』1286b8-22には同書の他の箇所との矛盾が多く見出される。
- (7) 以下、H. Ryffel, *METABOINH POINTEION*, Bern 1949. (Reprint. New York 1973) 173-176ページ参照。

- (8) 真正貴族政については前掲拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」四〇ページ。
- (9) 貴族政より僭主政に至る迄、支配者数が順次減少していく点も図式的たるの譏を免れまい。
- (10) *Eth. Nic.* VIII. 10.
- (11) 『政治学』1275b1-2は逸脱せる国制は本来の国制より時間的に後に置かれる。
- (12) 後述。本論文三章。
- (13) *Pol.* 1321a8-11. また、1289b35-38.
- (14) 本論文三章。
- (15) *hai archaia politeiai* は 'the ancient constitutions' の意であらう。W. L. Newman, *The Politics of Aristotle* I-IV, Oxford 1887-1902. IV 234. なお、『政治学』1297b12-28に類出せる *politeia* 全般については *ibid.* IV 232-234.
- (16) 「国制」と寡頭政との境界にも問題は残る。cf. *Pol.* 1321a12-13.
- (17) 『政治学』1297b21及び24にみられ、それぞれ *en lois archaïois* 'hoi proteron' とある。
- (18) ウェーユ(R. Weil, *Philosophie et histoire. Entretiens sur l'antiquité classique* XI, Vandœuvre-Genève 1965, 177)によれば境界線はペルシア戦争である。しかし、アリストテレスの「昔」は更に茫漠たるものである。なお、cf. Weil, *Aristote et l'histoire*, Paris 1960, 350.
- (19) もっとも、各戦術の様態や変化の時期につき正確な認識を古代ギリシア人に求めるのは酷というものであらう。
- (20) アリストテレスと国制の変遷そのものについては別の形で論ずる予定である。
- (21) こういった要素を顧慮すれば、1286b8-22と1297b16-28との相違は一見する程には大きくなくなる。cf. Ryffel, *op. cit.* 178-179; Weil, *Aristote et l'histoire*, 341-342. 『政治学』四卷十二章の背後にあるのは、実は、中間の国制こそ良しとする観念である。「国制」が強調されるのもそのためであらう。この点で四卷十三章はまた倫理的である。
- (22) *Pol.* 1316a17-39.
- (23) 結局のところ、アリストテレスは政体の遷移につき如何なる理論を是としたのであらうか。この点、リフェルやウェーユ(本章註(21))は執筆時期による変化を想定する。三卷十五章よりも四卷十三章や五卷十二章の方が時期的に新しく、それらはアリストテレスの成熟した思考を示すというのである(Weil, *Aristote et l'histoire*, 342)。しかし、これだけで諸々の矛盾が解明されるものではない。

アリストテレスには古い時期における民主政の例が幾つか見出される。ここでは、そのうち年代的に古期に属する事が確実なる事例のみ

を取上げる。先ずアテナイであるが、そこでは民主政の祖はソロンとされる。その国制は第一種民主政と考えられ、⁽¹⁾改革の年代は五九四年である。

エリュトライに關し、『政治学』1305b18-22では以下の如く報ぜらる。「しかしまたエリュトライでは昔王族と呼ばれた一族の寡頭政時代に *epi tes ton Basilidon oligarchias* 国民権に与つていた人々は立派な政治をしていたけれど、それでも民衆は少数の人々によって支配されていたため、それを不満に思つて国制を変えた。」⁽²⁾には「昔 *en tois archaiois chronois*」とある。また、王族 *Basilidai* の支配下⁽³⁾ といふのであるから、それは王政に次ぐ時期を指すのであろう。もつとも、オルテュゲス一派による寡奪⁽²⁾をも考慮に入れなければならぬ⁽³⁾。何れにせよ、相当早き時点において民衆 *demos* は寡頭政を不満として民主政を樹立したといふのである。少数者による支配それ自体を民衆は否認し、自らの主権を確立したといふわけである。

『政治学』1304a31-33においてはアンブラキアに關し、民衆が僭主ペリアンドロスとその攻撃者と協力して追⁽⁴⁾い、権力を自らの手中に収めた旨記されている。それはポリスの一部たる民衆の力が増大した結果とされる。サラミス海戦後のアテナイで水夫として勤める大衆の勢力が増し、民主政を進展せしめたのはその事例に属する。或は、五世紀末シュラクサイにて民衆が戦争勝利の原因となつて国制を民主政に変化せしめたのもその例とされる。アンブラキアの政変はこれらと同列に置かれるのである。アンブラキアにおける攻撃者とは1311a39-1311b1にて語られたペリアンドロスの稚児一派⁽⁵⁾を指示するのであろう。このペリアンドロスはコリントスにおける高名なる同名の僭主の甥である。従つて、その年代はほぼ確實である。ペリアンドロス失脚とコリントスにおけるプサンメティコス僭主政倒壊とが時を近くするならば、アンブラキアでの民主政確立は五八〇年頃となる。

アンブラキアについては今一つ記事があつて、⁽⁶⁾そこでは些少なる財産資格が規定されていたが、遂には無一文の者が役職に就いたといふ。この財産資格些少なる政体とは、ペリアンドロス後の民主政を指す可能性が⁽⁷⁾ある。

次はメガラなるが、その民主政については『政治学』の三箇所が問題となる。先ず1304b34-39「またこれと殆ど同じようにしてメガラの民主政も解体された。というのは民主指導者⁽⁸⁾たちは財産を没収する事が出来るように、知名の士たちを多く追放していつて、遂には追放者たちを多数にしてしまったので、これらの人々は国へ帰つてきて戦い、民衆を打負かして寡頭政を樹立したからである。」これは『政治学』五卷五章、民主政解体の項に現れる。コス、ロドス、ヘラクレイア、キュメと共に民衆指導者の無茶によつて変化した民主政の例である。

それらでは知名の士 (gnorimoi) が結束して民主政の打倒を計るといふ。年代は示されぬが、そのうちロドスの一件は学説史において、屢々、四世紀に置かれる。

次は、1302a17-19⁽⁸⁾。これはメガラにて亡命者が帰国し、民主政を打倒して寡頭政を樹立した事を意味する。従つて、先の 1304b34-39 と内容的に同質である。今一箇所としては 1302b30-31、「またメガラの民主政も無秩序や無政府状態のために敗戦した時、崩壊した。」これはオノピュタ戦役後のテーバイにおける民主政崩壊と並んで扱われる。双方共、矯激なる民主政の無法を富裕者が軽蔑して攻撃する事例に算えられている。この点で、先に掲げた 1304b34-39 の状況と酷似するのではないか。⁽⁹⁾ 以上三箇所、相互の類似よりして、それらは同一の事件を指示する可能性が高いのではなからうか。

メガラにおける民主政の崩壊であるが、一つには四二四年の事例が知られる。この時、亡命者が帰国し、極端なる寡頭政が布かれたといふ。⁽¹⁰⁾ ただ、この場合、それ以前の民主政につき無法、放埒の類は報告されない。また、寡頭派による政權掌握も『政治学』の殊に 1304b34-39 とは様相を異にする。これらを勘案するに、『政治学』の記事はプルタルコス伝⁽¹¹⁾える放縱なる民主政 akolastos demokratia と関連せしめるを良しとするのではないか。⁽¹²⁾ プルタルコスによれば、当時、メガラでは民衆指導者^{デマゴゴイ}に率いられ、貧民は富裕者に対し暴虐の限りを尽くしたといふ。これは『政治学』の 1302b30-31 並びに 1304b34-39 を連想せしめる。⁽¹³⁾ 僭主テアゲネス放逐後、暫時の「穩健なる政体」を経てかくの如き民主政が成立したとの事であるから、その年代は六世紀前半であろうか。その時点において民衆指導者^{デマゴゴイ}が跳梁し、貧民が富裕者を圧倒して最終種の民主政が成立したとアリストテレスは考へた事になる。⁽¹⁵⁾

なお、『詩学』(1448a31-32)には喜劇の起源をめぐつて、メガラ人がその元祖たるを主張する旨記されている。「喜劇は自分たちのところに民主政治が成立した折に生じた」といふわけである。ここからしても、早き時期、ギリシア本土のメガラにて民主政行われたとの伝承存した事は明らかである。⁽¹⁶⁾ アリストテレスとしてもその伝承を十分に承知していたのである。

「またヘラクレイアでも民主政は植民後間もなく民衆指導者の故に解体された。」⁽¹⁷⁾ これは前述のメガラにおける民主政解体の記事に先行し、内容的にもそれと殆ど同一である。ヘラクレイアは『政治学』に五度現れる。そのうち二例⁽¹⁸⁾はトラキスのヘラクレイアでなく、黒海沿岸のそれを指す。他三箇所⁽¹⁹⁾の比定はさまで明瞭とはしない。ただ、ここで問題とするヘラクレイア、上掲の記事によるならば植民地開設時に民主政治を行っていた事になる。然らばこれはトラキスのそれではあり得ない。何故なら、それはスパルタ人の創設にかかると⁽²⁰⁾のである。

から。

問題のヘラクレイアは黒海沿岸のそれを指すものであろう。⁽²¹⁾ それはメガラ主導下に開かれた。年代は五六〇年頃である。時恰もメガラにおける過激民主政と近接する。両者の関係についても議論はなされる。だが、それは何れにせよ、古期のヘラクレイアにて過激民主政行われたとアリストテレス考えた事には先ず疑を客れない。

『政治学』五卷五章 1305a7-10: 「しかし古い時代において、同一の人が民衆指導者にも將軍にもなった場合は、民主政は僭主政に変わるのが常であった。というのは、昔の僭主たちの殆ど大多数の者が民衆指導者から出てきた者だからである。」これによるならば、昔、僭主の出したポリス、それ以前は大多数民主政であった事になる。しかしこれは事実認識はさりながら、五卷十章 1310b18-31 などと矛盾を来す。かつ、五卷五章 1305a7-28 自体にも疑わしき部分なしとはしない。⁽²²⁾ アリストテレスの真意奈辺に存するか問題の残るところではある。

上記諸例とは趣を稍々異にするが、スパルタにも触れないわけにはいかない。アリストテレスのスパルタ観には簡単に概括を許さぬものがある。しかし、そこで諸国制の混合が行われていると考えるのは確かである。従って、そこには民主政的要素が認められるというわけ、それを示すのは監督官制度である。⁽²³⁾ アリストテレスによれば、エポロイはテオポンポス王の創設にかかるものである。⁽²⁴⁾

プルタルコス『リユクルゴス』伝における国制改革の記事⁽²⁵⁾であるが、これによるならばリユクルゴス当時、スパルタ民衆の間には民主政への希求が存した。当時、民衆の動向無視すべからざるは大レートラー関係の記事よりも確認される通りである。これらにつき、プルタルコスはアリストテレス『ラケダイモン人の国制』に依拠すと唱えらる事少くはない。スパルタ国制改革の年代も早期に置かれる。以上より、アリストテレスにとりてもリユクルゴスやテオポンポスといった古い時期よりスパルタの民衆は自立せる政治勢力であった事になる。

× × ×

上に掲げたる諸例よりすると、アリストテレスにおける古き民主政⁽²⁶⁾、その数必ずしも僅少とはしない。この点、本稿第一章にて示した理論的考究——もっとも、これは嚴格に受止むべき性質のものではなかったが——とはとにかく齟齬を呈するかに観ぜられる。これに関し、アリストテレスの思考は如何に解さるべきか。早期民主政は彼の理論において如何なる位置を占めるのか、今少し探究を進めなければならぬ。次に、角度を異にして分析を続ける事にしよう。

註

- (1) 前掲拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」三五ページ。
- (2) Athen. 258f-259f.
- (3) ヘルヴェ (H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen*, München 1967, 97) によれば国制継起の順は王政——オルテュセス等の「僭主政」——王族の寡頭政である。然る後に *demos* の支配が位置する。ヘルヴェはこの *demos* を下層民というよりは土地所有者を意味すると見るが、それはアリストテレスには思い及ばぬところである。
- (4) これに関して、プルタルコスの記事 (*Mor.* 859D) には疑わしきものがある。
- (5) Cf. *Plut. Mor.* 768 F.
- (6) *Pol.* 1303a23-25.
- (7) Cf. Weil, *Aristote et l'histoire*, 265.
- (8) 「メカラにおいて一緒に追放から帰って来て俱に民衆相手に戦った人々」云々。これは役の任命との関連で語られている。帰国を計った人々は勝利したのである。
- (9) その際、1302b31 の *hettethenton* は民衆派が帰国を計る富裕者に敗れた事を意味すると解される。なお、1304b20-1305a7 の *gnorimoi* は事実上、富裕者と同義である。1304b22 には *tous tas ousias echontas*、1305a6-7 には *ton plousion* とある。拙稿「アテナイ人の国制」二十一章」(『大手前女子大学論集』十八号、昭和五十九年) 一四七ページ。
- (10) *Thuk.* IV, 74, 3.
- (11) *Plut. Mor.* 295C-D, 304E-F.
- (12) Cf. H. J. Gehrke, *Stasis*, München 1985, 106 Anm. 2.
- (13) プルタルコスとアリストテレス、語句の類似も指摘される。プルタルコスが記述「アリストテレス『メガラ人の国制』に依拠すと主張する事も少くはない。R. P. Legon, *Megara, Ithaca and London* 1981, 104-105.
「放縦なる民主政」に次いで寡頭政が成立したとはプルタルコスは記さない。しかし、そのような民主政は長期に亘って持続するものではない。早晚、富裕者の蹶起を誘発するであろう。
- (14) *Plut. Mor.* 295C-D.
- (15) オウスト (S. I. Ost, *The Megara of Theagenes and Theognis*, CP 68, 1973, 193-194) はこれを真の民主政に非ずとするが、この主張は文字通り *'a priori belief'* であり、史料の根拠を欠く。早きに民主政成立する筈はなしとの近代の歴史家に通有の論断がここに示されている。
- (16) Cf. T. Hudson Williams, *Theognis and his Poems*, JHS 23, 1903, 5-6.
- (17) *Pol.* 1304b31-32.
- (18) *Ibid.* 1305b36, 1327b14.

- (19) 前掲 1304b31-32 の他に 1305b1-12, 1306a37.
 (20) *Thuk.* III. 92.
 (21) 如上の 1304b31 以下に続きメガラが扱われるのも一応、黒海沿岸説にとって有利となろう。ヘラクレイアの比定につき詳細は Newman IV. 337; Weil, *Aristote et l'histoire*, 277-278.
 (22) これも別の形で論ずる予定である。
 (23) *Pol.* 1270b6-26.
 (24) *Ibid.* 1313a26-28. ヘラクレイテスの抜萃十につきは Weil, *Aristote et l'histoire*, 243.
 (25) *Plut. Lysk.* 5-6.
 (26) 上掲以外にもその例は見出されるであろう。エレクトリアもその中に算えられるかもしれない。*Pol.* 1306a35-36.

三

アリストテレスは民主政を四種に分類する⁽¹⁾。第一種のそれは役職への就任が財産級に相応するものである。この場合、必要とする財産は少額である。ここでは役職選挙や執務報告審査、裁判には万人これに当るが、重大なる役には選挙された者これに就くなどとされる。これは農民を中心とするポリスにおいて成立する。第二、第三の変種を経て最終種に達するとこれは過激民主政である。そこでは大衆が民会の政令によって支配し、民衆指導者^{デマゴゴイ}も跳梁する。これは都市に居住する卑しき民を中心とする。

民主政の変種中、時間的に最古なるは第一種⁽²⁾のそれである。それも道理で、これは農民を中心とするものであったのだから⁽³⁾。ギリシアのポリスはその初期においては農本⁽⁴⁾的だったのである。

これに対し第四種民主政は「時間的には最後に生じた⁽⁵⁾」とされ、その理由が述べられる。「何故なら国の人口が最初からのものより遙かに増加し、また〔国に〕収入が豊富に存する故、一方では人数の力が勝って来たために凡ての人々が国民権に与り、他方では貧乏人も手当を受取って閑暇を持ち得るため、参与して政治をするからである。〔ここでは人口と収入の増加が指摘されるが、類似の記述は 1330a17-18 にも見出す事を得る。人口と政体との関係にはアリストテレス注意を怠らぬところで、1321a1-2 にも「民主政を保持するは多人口なり」とあ

る。人口増大に伴って中流、殊に下層民がその数を殖し、民主政進展を促すという理論をアリストテレスとしては抱懐したものと思われ⁽⁶⁾。かくなる視点は本稿一章にて取上げた『政治学』三卷十五章、四卷十三章にも顕著であった。それらでは人口増加と、従って民主政進展とが趨勢的に把えられていたのであった。それよりすると、アリストテレス当時、第四種民主政が頻繁に成立した事ともなる。

人口増加とは同時に都市の拡大を意味する。第一種民主政とは対蹠的に最終種の民主政は都市的である。そこでは職人、商売人、日雇取りなど下賤の徒輩がポリスを濶歩し、政治を左右する⁽⁷⁾。

民主政の各種はまた軍制の変化とも関係する。軽装歩兵や水兵は貧民より成るもので、それらが強力なるポリスでは民主政は一層の進展を示すであろう⁽⁸⁾。これは殊にアテナイにて顕著であるが、海軍力発展は民主政治が過激化する重大原因の一つであった⁽⁹⁾。

かくなる民主政理論を以つてするに、本稿二章にて論じた早期の民主政は必ずしも奇異とするには足らぬ⁽¹⁰⁾。人口少く農本なる時期でも第一種民主政ならば成立するを得る事になる。もとより、その頃は寡頭政優越したとなすのであろう。しかし、ポリスの状況によっては穏和民主政の成立を見たとなるのであろう。

この点、近代の学説にここで一言しておくが、これによるならば、ギリシア史の古き時代、人々は身分制的秩序の下に隷属していた。それが事実であるならば、当時、如何なる形態の民主政とても成立すべくもあるまい⁽¹¹⁾。ところで、アリストテレスにおける第一種と第四種民主政の対比であるが、後者では都会の群衆が政治を左右するため、それが悪く行われる。前者にあつてはその中心をなす農民が積極的には政治に参与せぬため、それが良く行われる。この対照に重きが置かれるのである。農民が稀にしか民会などに出席せぬのは彼らの自由意志に基く。ただただ仕事に忙しく、田舎に居住しているためという、それだけの理由である⁽¹²⁾。これはアリストテレス当時もそうであるが、古き時代にも妥当する。現に『政治学』六卷四章には農民などにつき、以下の如く叙されている。「彼らは仕事をすることを妨げたり何かを奪い取ったりするものがなければ、昔の僭主政をも我慢したものだし、現に寡頭政をも我慢しているのである⁽¹³⁾」現今の農民と往昔のそれが全く同様に把えられているのである。以上、民主政の各種に関する理論よりすると、昔の農民は身分的隷属などの下にはないわけである。

かくして、ソロン改革後のアテナイにて穩健民主政成立したとするに不都合はない。アンブラキアもまた、僭主ペリアンドロス放逐後、些少なる財産資格に基く政体が成立したとするならば、それは第一種民主政に算えられる。

然らばメガラとヘラクレイアは如何か⁽¹⁴⁾。その当時のポリスには極端民主政が成立するだけの条件は整っていなかったのではないか。この

点、アリストテレスの理論、必ずしも硬直的とはしない。第一民主政は新しい時代においても成立する場合がある⁽¹⁵⁾。もっとも、それは農本的ポリスの話であるが。また、第一種から第四種民主政へ、或は逆に四種から一種に変転する可能性も記される。「法律を守る民主政……から法律を支配するそれらのものへ変る事も、またその逆の事も⁽¹⁶⁾ある。」これは政体の別が社会的条件のみでは必ずしも十分に規定されぬという事であろう。現に 1305a28 以下では第一種から第四種への変転が記される。役職選挙をめぐって民衆煽動が行われ、遂には民衆が法律の主人と化してしまう事があるというのである。場合によってはかくなる事態も出来たというのである。メガラに関しては経済的状况を考慮に入れるべきであろうか。プルタルコス⁽¹⁷⁾の記述よりすれば、当時、貧富の対立が激化していた事になるが、これが事態の急進化を促したのではないか。もっとも、急進民主政成立しても長期に亘って持続したものではないが⁽¹⁸⁾。

註

- (1) Pol. 1291b30-1292a38, 1292b22-1293a10, 1318b6-1319b32.
アリストテレスは『政治学』1291b30-39にて「平等に基づく民主政」に言及する。これを含めると民主政は五種に分類される事になる。ただ、これは民主政分類をめぐる後の議論からは脱落する。cf. R. Mulgan, Aristotle on Oligarchy and Democracy, *A Companion to Aristotle's Politics* (edited by D. Keyt and F. D. Miller, Jr.) Oxford and Cambridge, Mass. 1991, 318-319.
- (2) Pol. 1318b7-8. 一種民主政は父祖伝来の民主政とも呼ばれる。ibid. 1305a28-29. cf. 1273b38.
- (3) Ibid. 1292b25-27, 1296b28-29, 1318b9-11.
- (4) Cf. ibid. 1305a18-20. 「その当時」ポリスは大きなものではなく、民衆はその仕事に忙しくて田野の中に住んでいた」云々。「その当時」とは所謂初期僭主の頃を指す。
- (5) Ibid. 1292b41-1293a1. 『政治学』1305a29には ten neotaten (demokratian) なる表現が見られる。
- (6) 第四種民主政と下層民増加については『政治学』1319b1-32.
- (7) Pol. 1296b29-30, 1319a24-30, 1277b1-3. 都鄙の問題。アテナイに関しても重要であるが、それは Ath. Pol. 24. 1.
- (8) Pol. 1321a13-14.
- (9) Ibid. 1274a12-15, 1304a22-24; Ath. Pol. 27. 1.
- (10) 『政治学』四卷十三章の図式との関係であるが、これについてはそこで扱われる重装歩兵戦術発達、ひいては「国制」出現の時期が問題となる。「国制」は第一種民主政と近接する政体である。従って、四卷十三章において「国制」出現が比較的「昔」に置かれるものとするならば、それと本文に記した理論との矛盾はほぼ解消する。因みに、近年の知見によれば重装歩兵戦術発達は西紀前七世紀以前に遡る。

- (11) 本篇四章参照。
- (12) *Pol.* 1292b25-29, 1318b6-1319b1.
- (13) *Ibid.* 1318b17-20.
- (14) エリュトライが民主政の如何なる変種に属するか、アリストテレスの記述よりは不明である。
- (15) *Pol.* 1296b28-29, 1318b6-1319b1.
- (16) *Ibid.* 1306b19-21.
- (17) *Plut. Mor.* 295D. この点、テオグニスの詩句も参考に供される。
- (18) この点はヘラクレイアも同様。ヘラクレイアの民主政についてはメガラとの関係を考慮すべきであろうか。

四

アリストテレスの初期民主政観は以上でほぼ尽きているのであるが、そのみでは未だ誤解の余地が残るかもしれない。歴史家の頭脳には旧来の観念が牢固として巣くっているからである。そのために、アリストテレスをも「貴族——平民」関係より解してしまう傾きがある。この点を解消するために、本章では近代の学説を念頭にかけて更に追究を進めていきたい。ギリシア民主政をめぐる近代人の学説には甚だ特徴的なものがあるが、それと対比した場合、アリストテレスの思考はいやが上にも明瞭となろう。ただ、本章はあくまでもその事のみを目的とするものである。従って、本章の議論は必要最小限にとどめる。かつまた、近代における個々の論者を一々明記する必要など、もとより、あるべくもない。以下に掲げるのは今日のギリシア史学界における最大公約数的見解である。若干の項目に亘って、それらを概括的に取上げていく事にする。

序にも記したように、今日の歴史家よりするとギリシア史の初期は「貴族政」の時代である。そこでは身分制的支配秩序が厳存し、少数の世襲貴族が平民を支配したという。従って、それら諸家の場合、早期における民主政の存在に懐疑的たる事稀とはしないであろう。「時期早きが故に民主政成立するわけもなし」などという観念を抱懐する事少しとしないのである。例えば、ソロン改革解釈に際してそのような観念が先入見として作用してきた事、これは否定し難いところである。¹⁾「当時、民衆の成長未だし」などと常には説かれるところであった。

これに対してアリストテレスは如何であろうか。以下、当然の事ながら、本稿第二章に掲げた例を中心として説き進める。そのうち、先ずエリュトライに関しては、民衆が自身による政権を樹立せんとして寡頭政を打倒した旨語られていた。その際、民衆の行動は完全に自覚的である。メガラ、ヘラクレイアでも民衆が権力を掌握したのであり、民衆指導者の活躍も示された。アンブラキア、メガラそしておそらくはヘラクレイアも五——四世紀の民主政と同列に置かれていた。アリストテレスにとって、これら古き民主政には後世のそれと比べて本質的に何の相違もないのである。行為の主体は常に民衆である。

学説史においては「平民」なる呼称の用いられる事がある。これは殊に伊藤貞夫、清水昭次両氏等、本邦の歴史家に顕著である。これは大略六世紀以前においては民衆は貴族に対し従属関係にあつたとして、そのためにこれを「平民」と呼ぶのであろう。それに対し、それ以降、民衆は自立するに至つた。かくしてこれは最早「平民」たらずとなるのであろう。伊藤、清水両氏の所説は凡そかくの如きと思量されるが、もしこれが正鵠を射ているものとするならば、これらはギリシアの民衆に関し新旧両期を二分する事になる。

これら両氏であるが、「平民」なる呼称を使用する場合、如何なるギリシア語を以てそれに宛んとするのであろうか。demosであろうか。もしそうとするならば、同一の語が新旧両期の差違に應じて相異なる意味を帯びる事となつてしまふ。demosは古典期の民衆を指すにも常に使用される語だから。この点、聊か不自然の感を免れない。アリストテレスなるが、彼にあつてdemos或はplethosは常に自立せる存在としての「民衆」、「大衆」である。『政治学』、『アテナイ人の国制』より一目瞭然なるが如く、この用法は一貫している。これらの著作には「平民」に相当する語、観念は見出し難い。

過去においては、「貴族勢力猶強大なるにおいては云々」などと常に唱えられてきた。古い時期に貴族はその支配装置を駆使して勢力を揮つた。支配装置とは部族、或は取分けプラトリアに他ならない。そこで従属したのが「平民」というわけである。かくなる支配——従属関係こそが前古典社会の土台をなしていたという。かくの如き認識は従来における学説の文字通り根幹をなしてきたとして支障はない。⁽³⁾民主政の発展その他、ギリシア政治史の諸現象がこれと関係づけられてきたのであつた。本章の論述も殆ど凡てがこれと密接に係する次第である。

ところで、かくの如き「貴族の権力基盤」に関する観念はアリストテレスには見出すを得ない。彼にとって部族、プラトリアとは友愛に基く集団である。それらはポリスにおいて共同生活、更には良き生活を送るために存するものであつて、支配のための機構ではない。そも

そも、貴族有力者を頂点とし、その下に庇護民を糾合する縦型の人的結合なるものは、アリストテレスの脳裡には存在せぬとしてよいのである。⁽⁴⁾

本論文二章の例であるが、アンブラキアでは僭主放逐後に民主政が導入されたのであった。エリュトライではそれは寡頭政を打倒して後の事であった。メガラの場合もその点はおそらく同様であろう。⁽⁵⁾メガラ、ヘラクレイアにて民主政崩壊後成立した政体は寡頭政であった。ソロン改革前のアテナイであるが、『アテナイ人の国制』⁽⁶⁾二章によるならば、そこでは貧民が困窮し富裕者に隷属していた。当時の国制は寡頭政であったという。他方、『政治学』1273b35-1274a3並びに『アテナイ人の国制』三章よりするならば、当時の国制には貴族政と認めらるべき面がある。⁽⁷⁾

これらよりすると、民主政と対抗関係に立つ政体は僭主政、寡頭政、貴族政である。中でも頻出するのが寡頭政である。古期においても、アリストテレスにとり最も重要なのは富裕者と貧乏人との対立抗争なのである。上掲諸例では身分制的支配などは全く問題とならなかった。第一、「特権身分の支配」を表す概念がアリストテレスには存在しないではないか。初期民主政を樹立するに際しても、圧伏されていた「平民」が「貴族の権力基盤」を破砕するといった事態は想定されないわけだ。

従来、ギリシア史に関して、時期の相違に照応した構造変化なるものが、通常、設定されてきた。⁽⁸⁾大略、前古典期は貴族支配の時代であって、それを彩るのは貴族対平民の身分闘争。これに決着が付き、貴族の没落が決定づけられてからは平民の世となった。ここでは富裕者と貧民との対抗関係が主軸となるに至ったというわけである。他方、アリストテレスであるが、その政治分析の手法は時期の如何を問わず常に同一ではないか。彼が口にするのは常に寡頭政、貴族政、民主政、僭主政であり、また富裕者、有徳者、貧民、農民、職人等々ではないか。その間、自ら勢力の消長はあれども、「滅ぶべき階層」は見出すを得ないのではないか。それも理の当然であって、富裕者、有徳者、貧民等は如何なる世にも存在するのである。

本論文三章にて叙した通り、アリストテレスにとって新旧両期を画するのは人口増、都市拡大、軍制の変化であった。その意味でギリシア人の歴史に構造変化を認めるのである。かくて、「現今」には民主政の増加を見るのである。『政治学』四卷十三章の図式には、昔、人々は「支配される事に甘んじていた。」⁽⁹⁾とあった。その理由としては「人数は少い上に、戦列において占める意義も低かったので」と記されていた。アリストテレスにとって、「昔」とはまさにそのような時代であった。

ギリシアの古期における民主政確立であるが、それには多大の困難が伴うと、従来、考えられてきた。これは貴族勢力からの抵抗を排除しなければならなかったからという。例えばクレイステネス改革である。これはアテナイにおける民衆支配の嚆矢とされる事少しとしないのであるが、クレイステネスはそれを実現するためには辛苦を重ねた⁽¹⁰⁾。氏族制的従属関係、一朝にして改変さるべきものではなかったからという。また、部族制改革が施行されて後も、貴族勢力猶数十年間持続するなどの言説をなす者もあつた。

エリュトライ、アンブラキアにおいては民主政への移行、比較的簡単に終了したかの如くである。新秩序確立のために多年を要したとの感は一アリストテレスの記述よりは生じない。『政治学』の五巻を一瞥するならば、ポリスにおける国制変革の頻々として生ずる事自ずと了解されよう。そこでは革命事件それ自体もさりながら、旧体制より新秩序への移行は比較的速やかに成就される⁽¹¹⁾。エリュトライ、アンブラキア或はメガラ、ヘラクレイアの例もその中へ算えられる。これらは何れも『政治学』五巻に属するのであつた。ソロン改革もこの点では大同小異である。

エリュトライ、アンブラキアにおける民主政樹立は淡々とした筆致で描かれている。それらは数ある変革の一つに過ぎぬとの事で、アリストテレスには何の感懐もない。メガラやヘラクレイアにおける民主政崩壊に関しても同断である。それらは日常的事件に属する。民主政成立に歴史における転換点を読み取って、それを特筆大書するが如き姿勢は見出すを得ないのである⁽¹²⁾。

本章の最後に制度につき一言しておく。ソロン改革であるが、これは「重荷降し」はさりながら、制度に関してはアレイオスパゴス評議会と役職選挙とを残置し、法廷と四百人評議会とを新設したという。ソロン体制下、アテナイ市民は財産の別により四等級に分けられた。そのうち役職就任資格は上位財産級に限定され、第四級の者は民会と法廷に参与するを得たのみという。貧民は役職選挙や執務報告審査に与つたというわけである。それに対し、アルコンひいてはアレイオスパゴス会員就任資格は、明記はされぬが、上位第一級、おそらくは第二級にまで認められたというものであろう⁽¹³⁾。

アリストテレスの記述よりするソロン体制かくの如くであるが、今日の歴史家、これより何を引出すか。役に関して言うならば、上級官職への門戸は財産級の導入によって、爾後、出生卑しくとも富裕なる者に原理的には開かれた。然るに、それは事実上貴族に独占される傾向ありなどとする。民会への出席、テーテスに認められしとは雖も、強大なる貴族勢力を前にしてそは実効を有さずなども唱えられるかもしれない。当時はアレイオスパゴス会強力で、実質的に国政は貴族の専断に帰するところなりなどとなすのであろうか。この点で、ソ

ロン改革は身分制的支配秩序に風穴を開けたるのみと評される事もある⁽¹⁴⁾。

アリストテレスであるが、これは『政治学』三卷十一章にて、国の主権者たるべきは優秀なる少数者かそれとも大衆かなる議論を行う。そこで彼は役人選挙や執務報告審査には大衆を参加せしむべきとの主張に与する。現に若干の国制では低位財産級の者にもそれらを割当てた。ただし、重き役に就くのは上位財産級の者に限定されるという。そして、そうした現実の国制の代表格として名を挙げられるのはソロンのそれである。アリストテレスにとりてソロンの国制とは貧富が程良く按排される体制なのである。そこでは立派な人が役職に就任し、各要素適度に混合されて渾然一体と化す。しかして良き政治が行われるのである⁽¹⁵⁾。かくアリストテレスにとりて、ソロン改革の精髓は制度そのものの中に現れる。今日の歴史家とは見解を異にする所以である。

アリストテレスにあつて財産級とは国制の根幹をなすもので、役職への就任は財産の多寡のみで以つて決定されるのである。従つて、そこに「貴族身分」とか「平民」とかの介在する余地はない。財産級は穩健なる民主政や寡頭政に通用の制度なのである。財産が変動すれば、当然、所属する等級も変る。ソロンの四等級については、従来、名称の由来、前代におけるその様態をめぐつて多くの論議がなされた。しかし、アリストテレスにとつて重要なのは財産を示す数値のみなのである。猶、アレイオスパゴスにつき付言しておくが、学説史においてそれは「貴族の牙城」と評される事が通常であつた。然るに、それは上位財産級の者より成る。それ故に、これは富裕者の牙城としても「貴族」のそれではない。

アリストテレスの制度観はもう少し説明する必要があるだろう。『政治学』1289a15-18、「……国制は国のいろいろな役に関する組織であつて、それらの役がどんな仕方で国民の間に分たれるか、国制の主権的部分は何であるか、またそれぞれの共同体の目的は何であるかを規定するものである⁽¹⁶⁾。」「ここに見られるように、国制とは役、ポリスの主権者、またその目的を規定する。主権者や目的は役や制度の上で形を取る。『政治学』1290a7-10、「……国制といふのはもろもろの役の組織であるが、それらの役は凡ての人々が、国民権に与る人々の勢力によつて、或は彼らに何か共通な等しさによつて、互いの中に分け合うところのものなのである……。」ここに示されるように、役——評議や裁判を含めた広義の役——はポリスにおける諸階層の関係によつて決定される。例えば貧民なり富裕者なりの勢力が優越していれば、それが役の上で表現される。これを逆に述ぶるならば、制度、就中、役を見れば階層関係が理解される事になる。アリストテレスの国制論は貧富の分布、職種、軍制、生活様式等多彩なる領域に亘るのであるが、畢竟それは役に尽くしてもあながち過言ではない。

『政治学』四卷十四—十六章においては各国制を組織する方法が論ぜられる。ここでは評議、役、裁判なる国制の三部分がそれぞれ詳細に取扱われる。評議を例にとると、それを行う者が全員、少数者、その中間に分けられる。これと評議の対象とが組合わされて、一つには、評議に関する凡てを全国民に委ねるといふ方式が生ずる。これは民主政的である。これの反対に傾けるが寡頭政の様式であって、そこでは評議は一部の手に任される。両者の中間に位置するが貴族政及び「国制」の手法、というものである。役、裁判についても同様の議論が展開される。ここでは簡単な紹介しか出来ないのであるが、アリストテレスの分析は遙かに細密なものである。⁽¹⁷⁾

これを承けて、民主政と寡頭政を組織する方法は『政治学』六卷においても論ぜられる。それによれば民主政的な事としては、万人が万人より役を選ぶ事、抽籤の採用、財産資格の撤廃若しくは緩和、民会の権限拡大、手当支給等々である。⁽¹⁸⁾ これらで以って貧民の優位が確保されるというのである。寡頭政を組織する手法は六卷六章にて扱われるが、そこで話題となるのも専ら財産級や役である。富裕者の優位はそれによって示されるのである。

アリストテレス理論とはかくの如きものである。結局、それは役、制度に集約される。⁽¹⁹⁾ この事は時代の新旧を問わず妥当する。初期民主政を組織するに際しても、それはそれに相応した制度改革を行えばよい。さすればその中に貧者と富裕者の力関係が表される。制度の外に潜む「猶強大なる貴族勢力」などはアリストテレスにとって顧慮の外である。

註

- (1) 本稿二章註(15)(メガラ)。ソロンに関しては後述。
- (2) 農民の意識には三章で触れた。
- (3) 近年、かかる解釈はブリオの新説(F. Bourriot, *Recherches sur la nature du genos I-II*, Lille-Paris 1976) によつて深甚なる打撃を受けた。伊藤貞夫氏(『古典期アテネのフラトリア』(『史林』七十一巻五号、昭和六十三年)一—三七ページ)は旧説を擁護せんとするが、その試みは失敗に終わった。旧来の学説は潰え去るより他はない。
- (4) 前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十一章」一四九ページ。
- (5) プルタルコス(Mor. 295D)の *esophronesan kata ten politeian* とは穏和なる寡頭政を指すのであろう。本論文二章メガラの項並びに同章註(13)。
- (6) 前掲拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」四四—四六ページ。また *Ath. Pol.* 6°。
- (7) 「アリストテレスと古アテナイの国制」三四—四四ページ。

- (8) E. g. Gehrke, *op. cit.* 4-5. "... so sind bekanntlich gerade die inneren Auseinandersetzungen der Archaischen Zeit mit dem Gegenüber von Adel und Volk, also im Prinzip einer Ständekampfkonstellation ... von den Kämpfen der späteren Zeit strukturell verschieden."
- (9) 『政治学』1297b27-28 (以下は Newman, IV, 234.)
- (10) これについては例えばプラトリアと区との関係につき複雑巧緻なる説の提起される事があった。拙稿「クレイステネス改革をめぐって(一)」(『大手前女子大学論集』二十号、昭和六十一年)一三五ページ。「同(二)」(『同論集』二十二号、昭和六十三年)九七ページ。
- (11) 『政治学』1292b11-21に關しては本章註(19)参照。
- (12) 民主政をして「進歩的」と断ずるが如き精神態度アリストテレスになきは言を俟たぬところである。
- (13) 細部は別として、アリストテレス考えたところは太要かくの如きであろう。これをめぐっては前掲拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」三四—四六ページ参照。
- (14) この線に添う解釈の極端な例としては前掲岩田論文五二六—五三〇ページがある。
- (15) *Pol.* 1281b32-34, 1282a27-32, 1274a15-21, 1318b27-1319a4.
- (16) 他に『政治学』1278b8-10.
- (17) 前掲拙稿「アリストテレスと古アテナイの国制」四二—四四ページ。
- (18) *Pol.* 1317b17-1318a3. べらは第一種民主政を組織する方法と称するは得ない。『政治学』四卷十四—十六章に關して言えば、一種民主政の手法は「国制」、貴族政といった中間の国制のそれに近接する。
- (19) 『政治学』四卷五章1292b11-21では法律上の国制と現実の關係に言及がなされる。制度は民主政的と雖も事実上寡頭政的に運用さる事あり、或はその逆も生ずるのである。これは国制変革後に多く生ずるのであるが、そうした事態は長きに亘って持続するものではない。

結

以上、ギリシアの初期民主政に關するアリストテレスの思考が明らかになったものと思う。これは、在来、『政治学』や『アテナイ人の国制』などより漠然と読取られてきたものとは乖離する。今日の歴史学者はギリシア民主政につき論を立つるに際してアリストテレスを重要な典拠としてきた。これは殆どすべての論者に共通するところであるが、例えば『アテナイ人の国制』からは身分制的支配の衰頹より平民の勃興なる圖像を引出してきた。ソロンやクレイステネスの改革事業もその線に添うて解釈されてきたのであった。しかし、このような理

解にはアリストテレスから懸絶したものがあつた。この点は、最低限、自覚しなければならぬのではなからうか。アリストテレス学者は別として、歴史家は例えば貴族政や寡頭政の概念、これすら満足に理解してこなかつたのではないか。ともかく、重要な史料を了解し得ぬのでは十全なる歴史研究など期すべくもない。アリストテレスの場合、政治思想の全体にまで分け入らぬ限り、その語るところは十分明瞭とならぬ。従来、この点の努力に及らざる憾みがあつた。

かくして、ギリシア初期民主政をめぐる旧来の学説は再検討を余儀なくされる事とならう。その際、やはり、アリストテレスが一つの重要な手懸りを提供する事とならう。もとより、彼の分析が肯綮に中るか否か、この点も問題である。⁽¹⁾序にも記したように、本稿はアリストテレス語るところを明瞭にせんとするだけの試みであつて、その当否は論ずるところではなかつた。アリストテレスの史料の価値を検証し、早期における個々の民主政につき適確なる認識に到達するためには、各事例につき数多の史料を蒐集較量し、総合的判断を下さなければならぬ。そのためには多量の論攷が必要となる。

註

(1) アリストテレスの場合、倫理莫強きは問題である。また、彼には理論的に過ぎる一面もある。通説的立場からすると、彼は時代錯誤を犯したとする批判が生ずるかもしれない。彼は自身の時代を以つて過去を判断し、そのために前古典期の社会構造を適確に把握し得なかつたのである。旧来の立場を固守せんとするのであれば、かく論じてアリストテレスの史料の価値を全面的に否定する事とならう。